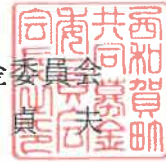


西共募発第 23092901 号  
令和 5 年 9 月 29 日

様

西和賀町共同募金委員会  
会長 高橋 真 夫



### 令和 5 年度赤い羽根共同募金運動への協力について(ご依頼)

日頃より共同募金運動にご支援ご協力頂き誠にありがとうございます。

さて、今年度も赤い羽根共同募金運動が、10 月 1 日より全国的に開始されます。

それに伴い本町募金委員会においても 1,830,000 円を目標に取り組んでおります。

つきましては、何かとお忙しい時期ではございますが、趣旨をご理解頂きご協力頂きますようよろしくお願いいたします。併せて、戸別募金の取りまとめをよろしくお願いいたします。

なお、運動に必要な資材を下記の通り同封しておりますのでご活用ください。

記

#### 1. 同封した資材

資材名	数量
赤い羽根 (1 世帯当たり 3 本)	6800 本
戸別募金集計表 (募金委員会提出用)	29 枚
募金協力者名簿 (班数分)	263 枚
法人募金依頼先一覧 (班数分)	263 枚
赤い羽根ニュース (全世帯分)	2052 枚
ポスター	59 枚
領収書	44 冊
各班長宛文書 (班数分)	263 枚
ボランティアの手引き	29 枚
委嘱状(連絡員等宛)	29 枚
パンフレット(連絡員等・班長用)	292 冊
ボールペン(連絡員等・班長用)	292 本

#### 2. 募金目標額 1 世帯 500 円以上を目標に募金をお願いいたします。

※1 集金された募金は、10 月末を目処に福祉協議会までご持参頂きますようよろしくお願いいたします。

※2 法人募金(大口募金)をお願いする事業所名簿を同封いたしましたので、戸別募金を集金しないようお願いいたします。

・ 資材等不足の場合はお申し出ください。

**問い合わせ先** 西和賀町共同募金会 担当：廣田 TEL：85-3225 FAX：85-3234

## こんな質問があったときは？

**Q** 共同募金は、どんなことに使われているのですか？

**A** 共同募金は、社会福祉協議会や福祉団体、NPO 等が行う地域福祉活動（高齢者向けサロンや配食サービス、子育て支援等）や生活課題を解決するための活動、社会福祉施設の整備、町内会等の福祉活動に必要な備品の整備等、県内の福祉のために使われています。また、県内外で大規模災害が発生した際には、被災地の災害ボランティアセンターの運営費として使われ、多くのボランティアの活動を支援しています。

**Q** なぜ、家庭で募金したのに職場でも募金するのですか？

**A** 共同募金は、一人ひとりにご協力いただくことを目指している運動です。家庭ばかりでなく、街頭や職場、学校などでも募金を呼びかけているのは、皆様一人ひとりにお住まいの地域の福祉に関心を持っていただきたいからです。共同募金は、地域の人々がお互いにたすけあい、ともに生きていこうという心を持っていただく運動として展開していますので、ご理解とご協力をお願いします。

**Q** なぜ、募金に目標額があるのですか？ また、募金額は決まっているのですか？

**A** 共同募金は、はじめに社会福祉協議会などの様々な民間の福祉団体・施設から助成申請を受け付け、申請事業の必要性、緊急性等を考慮して助成計画を立て、その計画をもとに募金目標額を定めて運動を展開しています。目標を達成して計画どおりに助成できるよう、募金の目安額を示していますが、あくまで目安であって強制ではありませんので、ご協力いただける範囲でのご寄付をお願いします。

**Q** なぜ、私の町では募金の目安額が高いのですか？

**A** 共同募金の使途は、大きく2つに分けられます。1つは、社会福祉施設の整備や全国的に活動している福祉団体等の事業費など県全体の福祉向上のための資金で、もう1つは、市町村の社会福祉協議会や福祉団体、ボランティア団体等の事業費など地域（市町村）の福祉向上のための資金です。「目安額が高い」ということは、お住まいの市町村で地域福祉活動が活発に行われ、その活動に必要な金額が多いということです。

なお、寄付者から難しい質問があった場合には、「市町村共同募金委員会（市町村社会福祉協議会内）にお問合せください」とお伝えください。そのほか、分からないことや相談・活動中の事故などがありましたら、最寄りの市町村共同募金委員会にお問合せください。



### 社会福祉法人 岩手県共同募金会

020-0831 岩手県盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手 2F  
TEL : 019 (637) 8889 FAX : 019 (637) 9712  
<http://www.akaihane-iwate.or.jp>

お問合せ先：市町村共同募金委員会事務局

## 令和5年度 共同募金

# ボランティア活動の手引き



この町で集まった募金は、  
この町の困ったことのために使われます。  
子育て支援や高齢者の配食支援に使われたり、  
災害支援や地域の見守りパトロールなど、  
支援する人をサポートする資金として使われています。  
支えられたり、支えたり。赤い羽根共同募金は、  
その町の貯金箱のように使ってもらいもの。  
そが、「じぶんの町を良くするしくみ」なのですわ。

意志あるお金、募金のチカラ。  
**赤い羽根共同募金**



令和5年度共同募金運動ポスター

## 「じぶんの町を良くするしくみ。」

今年も 10月1日から3月31日までの6か月間、全国一斉に共同募金運動が行われます。

共同募金運動は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まり、皆様のご支援のもと、今年で77回目を迎えます。現在では、赤い羽根共同募金として広く定着し、毎年、全国で約200万人の募金ボランティアの皆様にご協力いただき、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、地域の福祉活動を財源面から支援しています。

今年も本運動について、皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和4年度の1人当たりの平均寄付額は、本県が全国1位となりました。

ご協力ありがとうございました。



# ご存知ですか？共同募金

**共同募金は、民間社会福祉事業に必要な資金を集めるため、毎年10月1日から3月31日までの6か月間行われる寄付金の募集です**

共同募金は、民間の社会福祉事業の健全な発展を図るため、社会福祉法第112条に次のとおり定義されています。

共同募金とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄附金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。

毎年1回、全国一斉に募金を行うため、厚生労働大臣の告示によって、募金期間が定められています。

10月1日～12月31日 赤い羽根募金（一般募金）

12月1日～12月31日 歳末たすけあい募金

1月1日～3月31日 テーマ型募金※

※1月から3月までは、社会的孤立や生活困窮など地域課題の解決を目的としたテーマ型募金を推進する期間として、従来の戸別募金や法人募金とは異なる方法による募金運動が展開されます。

**都道府県共同募金会が行っている民間の募金です**

共同募金は、民間が行う募金のため、税金とは性格も使われ方も違います。税金は、全国的にどこでも同じ基準で公平に使われますが、共同募金は、地域の実情に沿って柔軟な使い方ができるという特徴があります。

**共同募金は、あらかじめ使いみちの計画（助成計画）と集める額（目標額）を定めることが義務づけられている募金です**

各都道府県共同募金会では、都道府県内の社会福祉施設や福祉活動を推進している団体からの助成申請を受け、その内容について審査し、助成計画及び計画の実施に必要な募金目標額を決めています。助成計画及び目標額は、様々な分野からの委員組織による配分委員会で立案し、理事会・評議員会で決定します。共同募金運動は、この計画に基づいて寄付をお願いする運動です。

**寄付者の意思により行われる募金です**

共同募金は、「民間の地域福祉活動を財源面で積極的に支えていく役割を果たすために、住民の参加による民間の自主的な活動として行う」という特徴があります。

このため、共同募金は、寄付者の自発的な協力により行われるものであり、募金を強制するものではありませんのでご注意ください。

**「じぶんの町を良くするしくみ。」  
寄付した方々の地域でいきる募金です**

共同募金は、その多くが寄付した方々がお住まいの市町村の社会福祉協議会や福祉団体、福祉のまちづくりを展開する団体、町内会等が行う地域福祉活動費等として助成されるほか、県域で活動する福祉団体の活動費、県内の社会福祉施設等の施設整備費として助成されます。

**災害時の被災地支援にも活用されています**

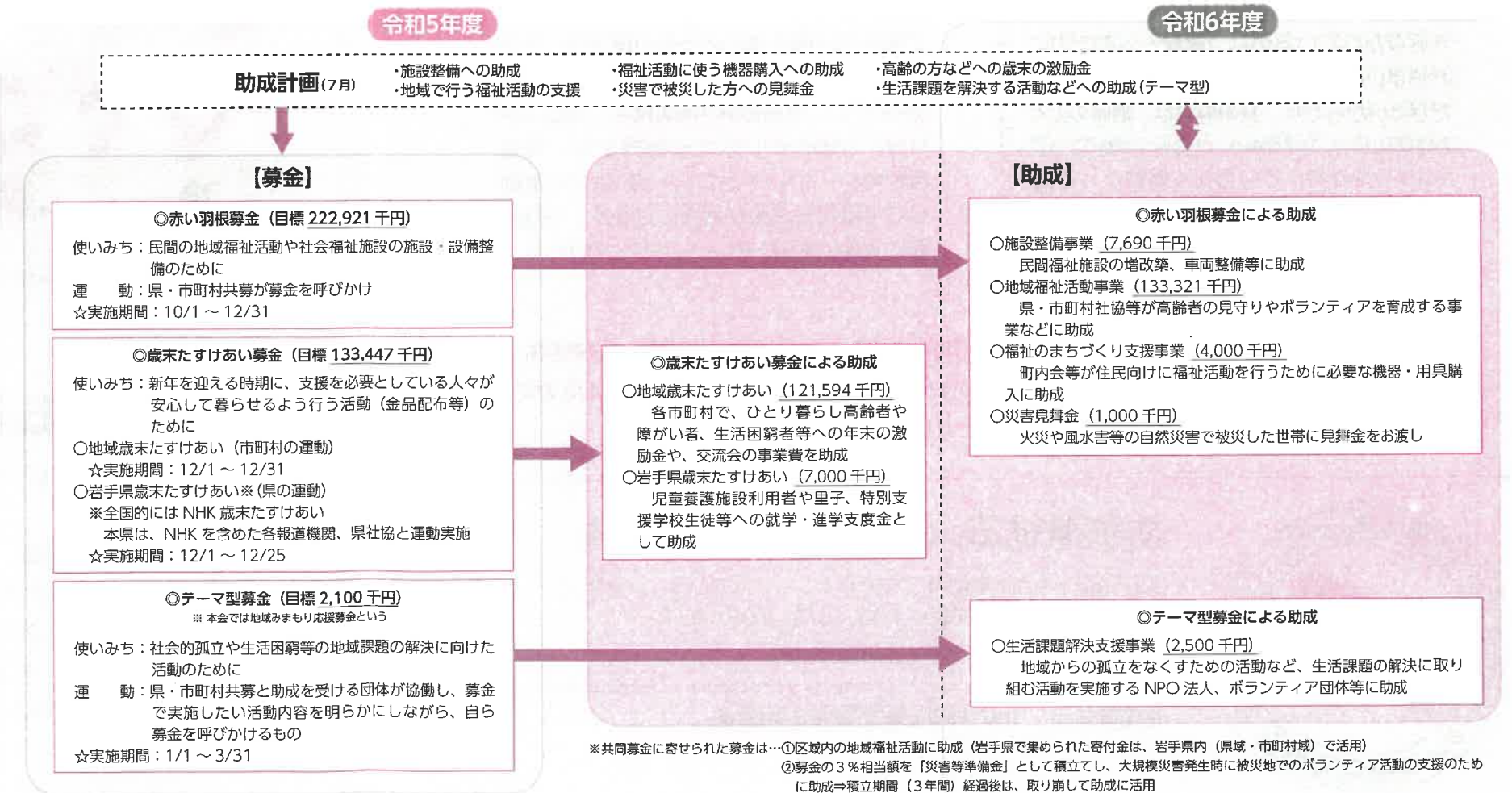
各都道府県共同募金会では、大規模災害発生時の被災地支援に備えて、寄付金の一部を「災害等準備金」として積み立てています。東日本大震災や平成28年台風第10号、令和元年台風第19号災害では、災害等準備金が被災地（者）を支援する災害ボランティアセンターの活動助成金として活用されました。

**共同募金の寄付には、税制上の優遇措置があります**

個人が岩手県共同募金会又は市町村共同募金委員会に2千円を超える寄付をした場合、所得税及び住民税に係る寄付金控除の対象となります。

所得税については、「税額控除」又は「所得控除」のどちらか有利な制度を選択できます。また、株式会社などの法人の寄付は、法人税法により「全額損金」とすることが出来ます。

## <共同募金のしくみ>



# 赤い羽根NEWS



令和5年度も赤い羽根共同募金にご協力をお願いします

あなたの町の募金は、あなたの町の活動のために使われています

赤い羽根共同募金は、高齢者のふれあいサロンや配食サービス、障がい者の就労に必要な環境整備や送迎サービス、子育てサロンや地域のみまもり支援、孤立防止活動等、「あなたの町」の様々な福祉活動を応援する「しくみ」です。

令和5年度の募金目標額

**3億5,636万円**

赤い羽根募金……………2億2,292万円  
歳末たすけあい募金…1億3,344万円



## 募金の使いみち



社会福祉施設利用者への  
サービス向上に向けた施設整備に

建物修繕、車両・機器整備

**769万円**

災害支援に

火災・風水害等による  
被災世帯への見舞金

**100万円**

大規模災害時に行う  
支援活動の準備金

**1,069万円**

社会福祉協議会や福祉団体等が行う  
地域福祉活動に

高齢者・障がい者・子育て家庭等を対象とした  
活動、被災者・生活困窮者支援など

**1億3,322万円**

歳末たすけあい助成に

一人暮らし高齢者・障がい者への激励金や交流事業費、  
里子・児童養護施設入所児等への進学・就職支度金など  
※ 市町村により助成内容が異なります

**1億2,859万円**

ボランティア団体、町内会等の  
福祉のまちづくり活動に

**400万円**



県内の共同募金運動を  
推進するために

県内33市町村共同募金委員会の事務費や、  
県共同募金会の事務費・事業費など

**6,346万円**



あなたの募金は被災地支援にも役立っています

赤い羽根共同募金の一部は、毎年「災害等準備金」として積み立てられ、大規模災害の発生時に、被災地の災害ボランティアセンター等の設置・活動資金として活用されています。

県内では、平成23年3月の東日本大震災津波(沿岸9市町村等)をはじめ、平成25年8月の豪雨・大雨災害(盛岡市、栗石町、矢巾町)、平成28年8月の台風第10号災害(宮古市、久慈市、岩泉町)、令和元年10月の台風第19号災害(宮古市、久慈市、釜石市、山田町、普代村)で、共同募金の準備金により、災害ボランティアセンター設置運営への支援が行われました。



# あなたの町の募金は、あなたの町の活動のために使われています

## 今年で77回目を迎える民間の募金活動です

共同募金運動は、共同募金会が行う民間の募金活動です。昭和22年(1947年)に「国民たすけあい運動」として始まって以来、長年にわたって皆様のご支援とご協力に支えられ、今年で77回目を迎えました。

現在、長引く新型コロナウイルス感染症の影響等により、居場所を失い孤立する方々の生活課題も明らかになっており、課題解決に向けた活動を支援する共同募金の必要性は高まっています。

## 使いみちを事前に定めて行う「計画募金」です

共同募金は、寄付が集まってから使いみちを考える募金とは異なり、事前に使いみち(助成計画)や必要な額(募金目標額)を定めて行う「計画募金」です。

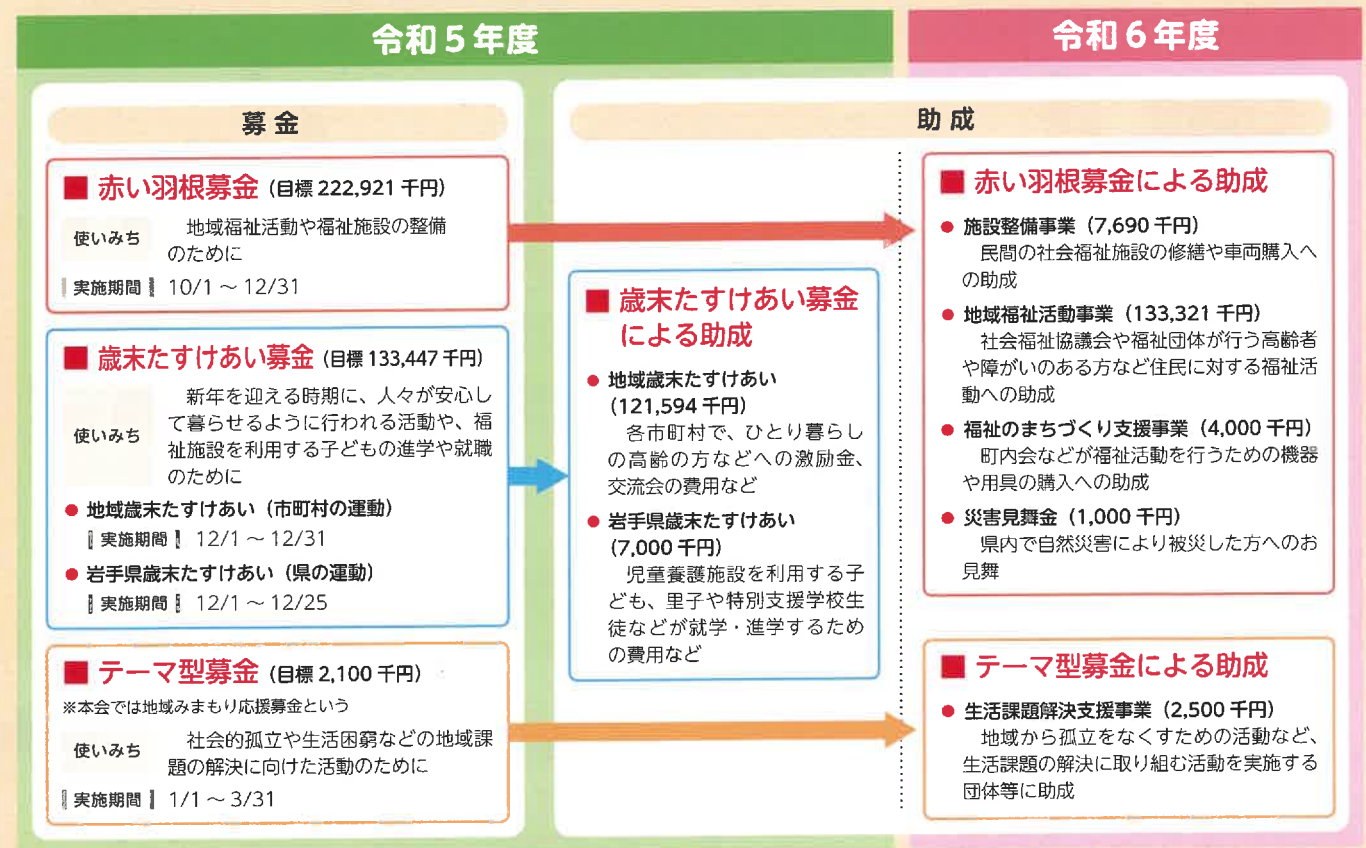
## 10月1日から3月31日まで全国一斉に行われます

共同募金は、厚生労働大臣の告示によって募金期間が定められており、毎年1回、10月1日から翌年3月31日まで全国一斉に募金活動が行われます。12月中には、歳末たすけあい募金も併せて行われています。

## 共同募金への寄付には税制上の優遇措置があります

共同募金会は、税制上、国・地方公共団体と同じように、寄付に対する「優遇措置の対象団体」になっています。個人からの2千円を超える寄付は、所得税及び住民税の寄付金控除の対象となり、法人からの寄付は、全額損金算入の対象となります。

## 共同募金のしくみ



共同募金に寄せられた募金は

- ①区域内の地域福祉活動に助成(岩手県で集められた寄付金は、岩手県内(県域・市町村域)で活用)
- ②募金の3%相当額を「災害等準備金」として積立てし、大規模災害発生時に被災地でのボランティア活動の支援のために助成→積立期間(3年間)経過後は、取り崩して助成に活用

## 令和4年度も共同募金にたくさんのご協力をいただきました

あなたの町でお寄せいただいた募金は、あなたの町の町内会、ボランティア団体、社会福祉協議会等が行う地域福祉活動や、生活課題の解決に向けた活動に役立てられています。

令和4年度の1人当たりの平均寄付金額は、本県が全国1位となりました。ご協力ありがとうございました。



### 募金の使いみちなどのお問合せ

募金の使いみちなどについては、お住まいの市町村共同募金委員会(市町村社会福祉協議会)にお問合せください。

## 社会福祉法人岩手県共同募金会

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 (ふれあいランド岩手内)  
TEL: 019-637-8889 FAX: 019-637-9712  
岩手県共同募金会ホームページ <http://www.akaihane-iwate.or.jp/>

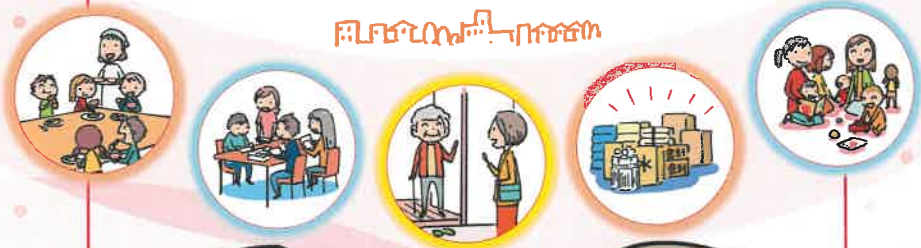


# 赤い羽根共同募金は、 あなたの町のために！



赤い羽根共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ。」お住まいの町のさまざまな福祉活動や、防災・減災のために活用されています。

例えば、保護者が育児の悩みを共有したり、子どもたちが自由に交流できる子育てサロン、地域住民と子どもたちがコミュニケーションを取りながら食事を楽しめるこども食堂、ひとり暮らしの高齢者の見守りなど、地域のみなさんが自主的に取り組む、町を良くする活動に活用されています。



## ・赤い羽根は、地域のこんなところで活用されています。・



山梨県・忍野村

子育てを地域で支えるための託児サロンを、35万円の助成で年間18回実施しました。こうしたサロンを利用し心身をリフレッシュすることは、児童虐待防止にも繋がります。



赤い羽根共同募金

福井県・鯖江市

災害が起こった際のボランティア活動を円滑に進めるため、実際の災害を想定したボランティアセンターの立ち上げから運営までの訓練や研修会を、8万円の助成で年間2回実施しました。



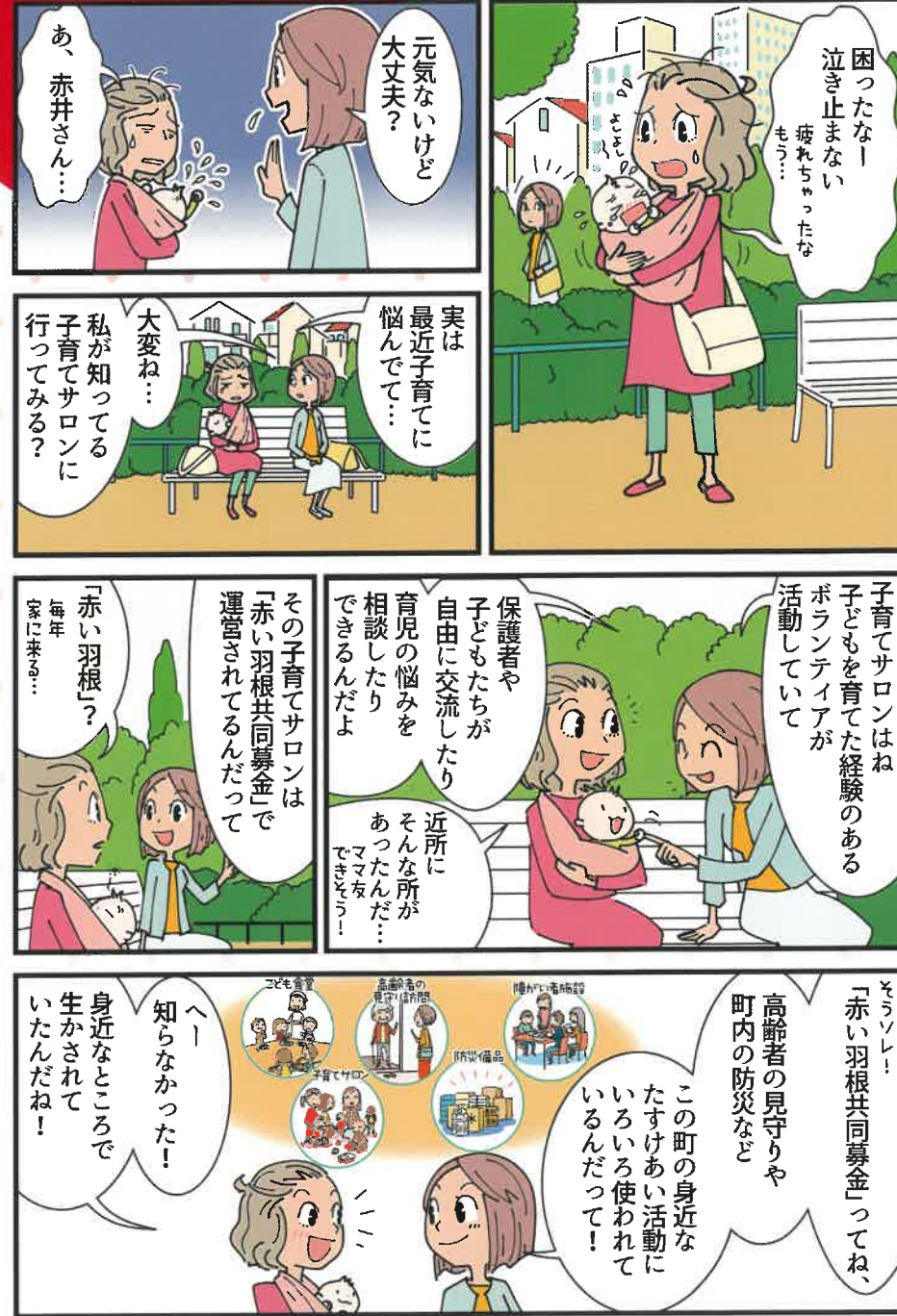
赤い羽根共同募金

あなたの町の赤い羽根募金の使いみちは「はねっと」でご覧いただけます。





## あなたの町の赤い羽根共同募金



### ご寄付について

- 地域で取り組まれる福祉活動に広く助成を行っています。
- 事前に地域の民間団体から活動にかかる助成要望を集約し、それに基づいて目標額を定めて募金を行います。そのためご寄付の「目安額」をお示しする場合があります。
- ご協力はあくまで任意です。

